

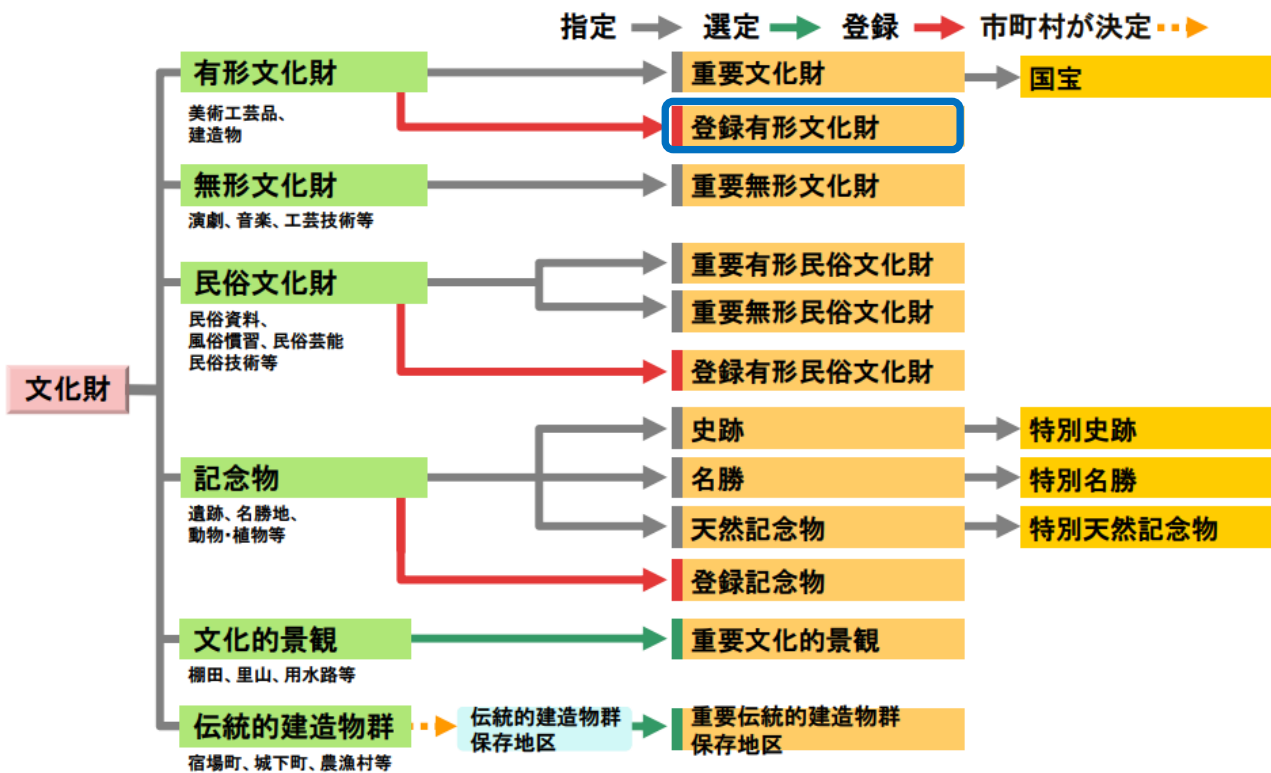
## 文化財の登録について

3月26日（木）に開催された国の文化審議会文化財分科会において、国内の建造物139件（うち本市は2件）を新たに登録するよう、文部科学大臣へ答申が行われ、今年度、申請を行っていた「延寿閣別館」と「明治天皇丸亀行在所址碑」が新たに追加登録されました。

本市ではこれまでに、丸亀高校記念館（六番丁）、堀家時計店（西平山町）、重元果物店店舗（浜町）など8件が登録されていますが、今回新たに2件が追加登録され、市内登録件数（建造物）は合計15件となります。

### 1. 登録有形文化財について

#### 文化財の体系図



### 1. 登録有形文化財とは？

国（文化庁）が“価値のある建物や構造物”として認めたものです。文化財の中でも厳しい規制があるわけではなく、今の生活に合わせて使いながら守ることを目的とした制度です。

### 2. どんな建物が登録されるか？

古い町家、商店、住宅、工場や倉庫、橋やトンネル、学校や病院など、歴史的価値や地域の景観に重要な建造物が対象となります。

### 3. 登録有形文化財になるとどうなるの？

建物としての価値が公的に認められるほか、修理の際に補助金を使える場合があります。取り壊し時には文化庁への届け出が必要ですが、“使いながら守る”ことが前提の制度です。

### 4. 登録と重要文化財の違い

登録有形文化財は使いやすい穏やかな制度で、重要文化財は厳格に保存する制度です。登録は日常生活と両立しながら守ることが特徴です。

### 5. なぜ登録有形文化財は大事ななの？

町並みの保存、地域の歴史継承、観光資源としての活用、住民の誇りの醸成など、多くの意義があります。

## 2. 新規登録される丸亀市の登録有形文化財（2件）

### ① 「延寿閣別館」

- ・住所：香川県丸亀市一番丁四一乙
- ・登録基準：二 造形の規範となっているもの
- ・構造形式：木造平屋建、瓦葺一部銅板葺、建築面積一一七平方メートル
- ・登録種別：建築物
- ・特徴・評価：  
丸亀城跡三の丸にある迎賓施設。平屋建寄棟造棧瓦葺で、北に玄関、南に続き間座敷を配し、東・南に入側の広縁を廻らす。一五畳の座敷は床柱や床板に襷を用い、幅広の杉材を張った天井に棹を吹寄に配る。良材を吟味し、讃岐平野への眺望が優れた上質な座敷棟。
- ・その他：現在、城泊の宿泊施設として活用している。



写真1：延寿閣別館南面全景  
（提供：丸亀市教育委員会）



写真2：延寿閣別館 上座敷  
（提供：丸亀市教育委員会）

② 「明治天皇丸亀行在所址碑」

- ・ 住 所：香川県丸亀市大手町二丁目一の五
- ・ 登録基準：三 再現することが容易でないもの
- ・ 構造形式：石造、高さ七・八メートル、基壇付
- ・ 登録種別：工作物

・ 特徴・評価：

丸亀護国神社境内に建つ明治天皇の行幸記念碑。総高七・八メートル。基壇中央の台座に立つ花崗岩製角柱頂部に銅製鳳凰像を飾る。角柱正面に碑文、上端に円形と紐を組み合わせた装飾を付す。装飾抑えつつ格調を高めた外観で、地元の寄付金と市の予算を用いて建てた記念碑。



写真 3：明治天皇丸亀行在所址碑北面全景  
(提供：丸亀市教育委員会)



写真 4：銅製鳳凰像東面全景  
(提供：丸亀市教育委員会)